

下水道事業の公営企業化（法の全部適用）に伴う組織等について

国からの下水道事業に対する公営企業会計の適用への取組みの要請（平成 27 年 1 月 27 日付「公営企業会計の適用の推進について」）に基づき、下水道事業の地方公営企業法適用後の上下水道事業の運営体制については、下記の方針で進めていきたいと考えております。

記

1. 水道事業と下水道事業の統合

公営企業化に伴い、水道事業と下水道事業を 1 事業体とし、上下水道局とする。

2. 上下水道事業管理者の設置

上下水道事業を統合し運営していくため、特別職の上下水道事業管理者を置く。

3. 上下水道事業の組織

上下水道事業を統合することにより、職員管理、経理、契約事務等を一体的に取り扱うため、組織の再編を行う。

再編（案）

| 現在の組織 | 再編（案） |
|-----------|-----------|
| 水道営業課 | 経営企画課 |
| | 営業総務課 |
| 水道施設課 | 水道施設課 |
| 下水道管理課 | 下水道管理課 |
| 下水道建設課 | 下水道建設課 |
| 平田上下水道事務所 | 東部上下水道事務所 |
| 斐川下水道事務所 | |
| 河南上下水道事務所 | 西部上下水道事務所 |

4. 法の適用時期

平成 31 年 4 月 1 日

5. 今後の予定

1 2 月市議会；条例改正（案）の提出